

平成 2 5 年度

部局長マネジメント方針

東 大 阪 市
平成 2 5 年 5 月

目 次

部 局 長 マ ネ ジ メ ン ト 方 針 と は	P 1
危 機 管 理 監	P 2
市 長 公 室 長	P 5
経 営 企 画 部 長	P 7
行 政 管 理 部 長	P 1 0
財 務 部 長	P 1 2
人 権 文 化 部 長	P 1 4
協 働 の ま ち づ く り 部 長	P 1 6
市 民 生 活 部 長	P 1 8
税 務 部 長	P 2 0
経 済 部 長	P 2 3
福 祉 部 長	P 2 6
子 ど も す こ や か 部 長	P 2 8
健 康 部 長	P 3 1
環 境 部 長	P 3 3
建 設 局 長	P 3 6
消 防 局 長	P 4 0
会 計 管 理 者	P 4 3
上 下 水 道 事 業 管 理 者	P 4 5
病 院 事 業 管 理 者	P 5 0
教 育 長	P 5 3

部局長マネジメント方針とは

「部局長マネジメント方針」とは、各部局における政策推進のトップである部局長が、1年間の職務を遂行するにあたり、総合計画や市政マニフェスト、市政運営方針などをふまえ、「仕事に対する基本姿勢」と「取り組む重点課題」を明らかにするものです。

作成に当たりましては、市長、副市長と各部局長が面談を実施し、内容を決定しました。

そのねらいとするところは、①部局長が市長のトップマネジメントのもとスピード感をもって諸課題へ対応し、重要施策の方向性を決定していくこと、②部局長としての政策を明確化し、部局職員がその目標・目的を共有して、部局が一体となって継続的な改革に向け取り組んでいくこと、③市民の皆様に公表することにより、市政に対するご理解を深めていただくことです。

「部局長マネジメント方針」は、毎年度当初に作成し、市民の皆様に公表してまいります。

平成25年度 部局長マネジメント方針

とり い よし ひろ
危機管理監 鳥 居 嘉 弘



仕事に対する基本姿勢

地方自治体における危機管理の対応範囲は、自然災害や大規模な事故等に加え、社会的・人為的な事象へと広がってきており、より幅広い対応が求められています。

このため、危機の発生防止に努め、危機が発生したときには、市として速やかに初動体制等をしき、適切に対応することで市民の生命、身体及び財産等への被害および行政運営への支障等を最小限に抑制することを基本姿勢として取り組んでいく所存です。

取り組み方としましては、危機管理の基本的な心得として、平時において最悪の事態を想定し危機が生じないように予知・予防する事前対応（計画・立案・訓練）と、万一、危機が発生した場合に迅速で果敢な決断力と強い実行力で対処しうる「人を育てる」ことが最重要と確信しています。例えば、事前活動（予防）を最高の危機管理と認識すること。常に最悪のことを想定し、その最悪が起こらないように防止し、回避すること。悲観的に準備し、客観的に実施すること。悪いことがあっても本当の情報こそ最優先で報告させるようにすること等で、被害を最小限に食い止めることに繋げ、特に自然災害を人災にしてはならないと考え、受身的な対応をとることなく状況変化を先読みし、主体的に困難を切り開いていく心構えを持つ組織「危機管理室」とすることで、縦割り行政の弊害をなくすような、危機管理に関する総合的な計画作成のため関係部局、関係機関との連絡調整を行う事と認識しています。

そのため危機管理室では、平成25年度には下記の項目を重点課題として取り組みます。

平成25年度に取り組む重点課題

1 防災センター並びに防災行政無線・防災システムの整備

今年度整備を行う防災センターとは、災害時に市の災害対策本部を設置し、被災情報等の集約を行い、状況に応じて自衛隊、大阪府、大阪府警察、国土交通省近畿地方整備局等他の公共機関と共同で業務を行うなどの防災機能を有した拠点であります。大型のマルチビジョンモニター等を設置するとともに、東大阪市の雨量・河川等のモニタリ

ング機能などを導入することにより、対策本部の会議等が視聴覚的に行えるようになり、迅速・的確な状況判断を行うことが可能となります。また、平常時は、パーティションの活用により、他の防災関係の会議等にも活用できるレイアウトと致します。

防災行政無線は、災害発生時に避難情報等を市民に音声にて伝達するために有効な手段となります。今年度取り組む内容は、避難所や市関係施設に屋外スピーカーなどを設置し、災害発生時の情報伝達機能の強化を図るものであります。近年地球温暖化によると考えられる、集中豪雨等により市内のどこで災害が起こってもおかしくない状況にあります。市内各所に屋外スピーカーを配置することで、市内の状況情報伝達が可能となり、自然災害に対する準備や早期の避難行動等を促すことが可能となります。

なお、現在この屋外スピーカーは、生駒の山麓に8基しか設置しておりませんので、大幅に増設することで減災につながるものと考えております。

防災情報システムとは、災害時の建物・人の被災情報をデータ化し、誰がどこの避難所に避難しているのか、誰の家がどの程度被害に遭ったのか等の被災情報を一元化するシステムであります。今年度システムの整備を行うことで、被災時の復旧・復興への迅速化を図ります。

2 業務継続計画（BCP）の策定

東大阪市業務継続計画（BCP）とは、大規模災害時に災害対策のほか、優先するべき業務や中止する業務をあらかじめ各部局で定めておくとともに、職員の被災も踏まえながら、誰がどの業務を行い、また、誰がどの復旧・復興業務を行うか、どのように通常業務にシフトしていくかを定めておくことにより、災害時における行政サービスの質の低下を最小限とし、可能な限り早期に行政サービスを災害前のレベルに回復させるための計画であります。また、一方では大規模災害時における災害対策の初動体制を迅速に行うことで、減災に繋げる計画です。

3 防災訓練の実施

今年度整備を行う防災センターにおいて、大規模災害時の訓練を実施します。初動訓練として、震度7の生駒断層帯地震が発生し、その後の72時間の動きをテーマとして、職員参集訓練やロールプレイング訓練を行い、東大阪市地域防災計画に示された災害応急対策の実効性を確認いたします。

4 治安対策の強化

「住みたいまち東大阪」の実現に向けて、今年度、道路や公園など市内120箇所に市が管理する防犯カメラを設置するほか、自治会や商店街が設置する防犯カメラや防犯灯の補助拡充、地域ボランティアによる地域安全センターや青色防犯パトロール補助拡充など、様々な治安対策について所管部局と連携を図って推進するほか、市政だよりなど広報媒体を活用して市民が犯罪被害に遭わないよう啓発活動の充実強化を図ってまいります。

また、大阪府警察をはじめ関係機関とも充分連携を図りながら、市長を本部長とする治安対策本部会議を2回開催し、治安対策の効果を検証し、次年度に向けた新規施策を検討いたします。

5 防災体制の強化

大規模災害には、自衛隊、大阪府、大阪府警察、近隣自治体、消防関係組織等の援助は必要不可欠であります。平時業務での、訓練や会議等を通じて協力関係を構築し、災害時にも速やかに連携を図れるように努めます。また、昨年度、国土交通省近畿地方整備局と災害協定を締結したように、災害時の協力体制を強化するために他の関係団体等と災害協定を結ぶよう努めます。

防災・減災には、「自助」・「共助」・「公助」という言葉がよく使われます。中でも、自分の安全は自分で守るという「自助」は、最も重要であると考えており、市内全地域で組織されている自主防災組織や自治協議会危機管理部会等が実施される防災訓練のあり方について、地域特性や現状に合ったものに変えていきます。以上の取組みにより、「公助」についても強化しますが、市民の方々におかれましては、「公助」により得た情報を活かすなど「自助」・「共助」のさらなる強化にも取り組んでいただきますようお願いいたします。

平成25年度 部局長マネジメント方針

やまもと よしのぶ
市長公室長 山本 吉伸



仕事に対する基本姿勢

市長のトップマネジメント機能を強化するために、平成24年度、「市長公室」が設置されました。

新しい行政需要の高まりの中で実施する施策事業の所管が複数の部局にまたがるなど、既存の組織では対応が困難なものがあり、それが縦割り行政の弊害として指摘される中で、市長公室は、市行政に関する重要事項の推進と市行政の総合調整機能を担う組織として、各部局間の調整を図り、連携強化することにより、施策事業の推進をスピード感をもって実行してまいります。

また、市政運営における公正性の確保と透明性の向上を図るためにも、市の政策形成過程において市民が参加する機会を提供するとともに、市民への情報の公開・提供と説明責任を果たすことが必要です。特に、この広報広聴機能の充実のために、下記の項目を重点課題として取り組んでまいります。

平成25年度に取り組む重点課題

1 市政だよりの充実

- ・市政だよりをより多くの方に読んでいただくため、充実を図ります。具体的には、カラー面の増量や文字を大きくすることで、読みやすくします。
- ・市民の声を市政だよりに反映させるため、市民意識調査などを定期的の実施します。

2 利用しやすいウェブサイト構築

- ・市ウェブサイトの改善を図ります。市民の方が求めるコンテンツ（情報）を見つけや

すく、見やすいウェブサイトにするため、今後も改善に取り組んでいきます。

- ・掲載内容を充実させるため、研修などで職員のスキルアップを図るとともに、コンテンツ（情報）が製作しやすいシステムの改善を進めます。
- ・市ウェブサイトの各課のコンテンツ数を増やすとともに、アクセス数のアップを図ります。

3 情報公開の充実

- ・封書などで直接市に寄せられた「市民の声」の内容やその回答をウェブサイト上で公開することにより、市政に対する関心をより深めてもらうとともに、市民サービスの向上に努めます。

平成25年度 部局長マネジメント方針

こう だ ひろ ひこ
経営企画部長 甲 田 博 彦



仕事に対する基本姿勢

経営企画部は、市の重要施策にかかる企画・立案や市有財産の有効活用に関する企画、行財政改革など持続可能なまちづくりを計画的・総合的に推進していく部です。

近年、わが国では少子化、高齢化の進行が著しく、いわゆる人口減少社会の到来がまちづくりに大きな影響を与えることが予想されます。本市では、高度経済成長期や三市合併時に多くの公共施設を整備しており、老朽化が進む施設について改修や建替えなどにより安全性や機能を確保するとともに、社会情勢の変化を踏まえた総量縮減や民間活力の活用について検討を進めていきたいと考えています。

今まさに全国の自治体が大きな転換点に立っており、本市にあっては、引き続き行財政改革をしっかりと進め、将来にわたり活力溢れる都市として持続的な発展を続けるための基盤強化を行っていく必要があります。

経営企画部は、所属職員は少数の部ですが、明日の東大阪市を大きく、力強く動かすパワーを秘め、将来を見据えた新たな一步を踏み出す勇気をもって仕事に取り組んでいかなければならないと思っております。小さな組織が持つメリットを活かし、職員相互の信頼感の醸成と情報の共有化を図り、一層のスピード感をもって取り組んでまいります。また、活力ある東大阪市の未来をつくっていくための課題や問題意識を全庁で共有しながら、各部局としてしっかり連携し、効率的・効果的な施策展開を図っていく必要があると考えています。

以上のことを経営企画部全職員がしっかりと心に留め、平成25年度、下記の項目を重点課題として取り組んでまいります。

平成25年度に取り組む重点課題

1 後期基本計画の推進と持続可能なまちづくり

- ・平成25年度は後期基本計画第2次実施計画の初年度に当たり、PDCAサイクル手法による進行管理を行い、その着実な推進を図ってまいります。また、将来にわたり

活力ある東大阪市を持続していくため、その課題や問題意識を全庁で共有しながら、取り組んでまいります。

2 公共施設マネジメントの推進

- ・今後の人口減少や少子高齢化時代の到来を見据え、最適な公共施設の質・量を検討し、公共施設を活用した市民サービスを将来に渡って安全・安心に提供していくため策定する「公共施設マネジメント推進基本方針」と、老朽化や耐震性に課題のある一部の公共施設を中心に改修・改築・複合化を行っていくため策定する「公共施設再編整備計画」について推進してまいります。

3 行財政改革のより一層の推進

- ・本市の一般行政職の職員数（人口当たり）は、全国の中核市のなかで最も少ない状況にありますが、引き続き事務事業の見直しや民間活力の活用を推進しながら、職員数の適正管理に努めてまいります。
- ・外郭団体が管理する公共施設のうち、今後、民間企業も含めた公募により指定管理者を選定する対象施設の拡大に向けたロードマップをお示ししますとともに、新たな指定管理者制度の活用に向けた取組を進めてまいります。
- ・外郭団体について、土地開発公社の解散や東大阪市駐車場整備株式会社と東大阪再開発株式会社の合併を平成25年度中に行ってまいります。

4 モノレール南伸の促進

- ・平成25年度大阪府において検討調査費が計上された大阪モノレール南伸は、本市のまちづくりにとっても重要な意味を持つ広域公共交通のインフラ整備であり、事業着手に向け府に対し強く働きかけますとともに、市としてもプロジェクトチームにおいて南伸の促進に向け引き続き取り組んでまいります。

5 東大阪市の魅力アピール

- ・本市には、自然、歴史、文化、産業、ラグビー、市内大学など、市民の郷土愛を育む

とともに、広く内外に誇ることができる地域資源が数多くあります。また、新たな魅力として平成20年度から東大阪カレーパン事業がスタートしています。関係部局と連携し、東大阪市の魅力を広く市内外に発信してまいります。

平成25年度 部局長マネジメント方針

行政管理局長 つちや ほうど
土屋 宝土



仕事に対する基本姿勢

行政管理局は、職員の人事管理、給与その他人事制度の企画をはじめとして、法務、情報化の推進や統計などのいわゆる市役所の管理部門としての業務を行っています。

国からの事務の権限委譲など地域分権が進む中で、それぞれの地方自治体はその行政能力をより向上させることを求められていますが、行政管理局はその基礎を担う部門として重要な役割を担っているものと考えています。

地方自治体の行政能力の向上を図るためには、先ず個々の職員の能力の向上が必要であり、人材の育成に重点をおく必要があると考えています。とりわけ、行政執行の基礎となる法務についての職員の意識・能力の向上に努めていきたいと考えています。また、市の情報化を担う部門として急速な技術的進歩を見せるIT化の流れに的確に対応し、市役所の業務改革を進めていかなければなりません。そして、職員制度についても再任用職員、非常勤職員のあり方について見直しを進めてまいります。

上記に述べたところを平成25年度の目標に掲げ、下記の項目を重点課題として取り組んでまいります。

平成25年度に取り組む重点課題

1 職員の人材育成

- ・ 職員の法務についての意識・能力の向上を図ります。

2 ITを活用した業務・システム最適化の推進

- ・ 業務・システム最適化計画に基づく業務システム再構築計画を策定します。

- ・ I T 関連のガイドラインに沿った調達・開発手順の定着化を推進します。

3 職員制度の見直し

- ・ 新たな再任用制度を構築します。
- ・ 一般職非常勤職員制度を見直します。

平成25年度 部局長マネジメント方針

やまぐち かずよし
財務部長 山口 和善



仕事に対する基本姿勢

財務部は、市の財政、公有財産の管理及び物品購入や公共工事の契約に関することが主な業務です。市民の皆様と直接関係する事業はございませんが、福祉や教育等の事業の実施を側面から支える「縁の下での力持ち」的存在です。

本市の財政は、平成23年度の普通会計決算実質収支では、平成7年度から17年連続して黒字を確保しているものの、基金の取崩しや市債の発行などにより財源補てんを行う厳しい状況となっております。

今後は、少子高齢化が進むなか市税収入の大幅な増加が見込めない一方で、社会保障関係経費の自然増への対応や、市内建築物の耐震化の促進、公共施設の老朽化への対応など財政需要の拡大が予想されており、市民サービスの維持・向上が困難となる状況が想定されます。

このような状況においても、市民の皆様に対し、最も身近なサービスの提供を担う基礎自治体として、将来にわたり安定した自治体経営を実現することが求められていることから、財政規律の堅持が必要であり、「入るを量りて、以て出づるを為す」のとおり、“歳入の範囲で予算を組む”ことを基本と考えます。ただし、財政規律の堅持とは財政を放漫に運営するのではなく、秩序正しく運営するための規律であり、市民サービスを行ううえでどうしても単年度収支が赤字となることも想定し、中長期的な視点に立ち収支均衡を図ることも財政運営としては必要であると考え、今後中長期を見据えた持続可能な安定した財政運営ができるよう職員一人一人に知らしめて、全庁的に取り組んでまいります。

また、市の財産は、市民の財産という考えの下、市有地の有効活用については、資産管理が重要なことから、貸付や売却等を計画的に進め、市の財源確保を図るとともに、市有地の自然災害防止対策として、引続き崩落防止対策工事を行ってまいります。

さらに、市の建設工事及び建設工事に係る設計業務委託、物品の購入等に関する契約業務も所管しており、特に公共工事の発注にあつては、価格だけでなく品質にも配慮した発注方法に努めるとともに、契約事務手続における透明性・公正性・競争性及び履行を確保するため電子入札を導入しております。

1 将来にわたり、持続可能な安定した財政運営の堅持

- ・ 財政規律を堅持しつつ、中長期的な視点に立って持続可能な安定した財政運営を行います。
- ・ 事業効果を見ながら、業務の見直しや民間委託等の手法を取り入れるなど、担当課とも検討しながら、財政運営の効率化を図ります。
- ・ 市民のニーズに的確に応え、質の高い市民サービスの提供に努められるよう、適正な行政水準の確保を図ります。

2 市有地の土砂災害防止対策の推進

- ・ 土砂災害警戒区域に指定されている区域に保有する市有地については、平成22年度から計画的に始めた崩落防止対策工事を引き続き推進します。

3 市内企業・業者への優先発注推進

- ・ 建設工事・物品購入等の発注にあたっては市内企業・業者を中心に競争入札を実施するとともに、大規模な工事につきましても、東大阪市内での下請要件を設定するなど、市内企業・業者にとって少しでも有利な発注手法を検討してまいります。

平成25年度 部局長マネジメント方針

はる もと ひろ し
人権文化部長 春 本 浩 志



仕事に対する基本姿勢

人権文化部は、本市の市政の柱のひとつである「人権尊重のまち」を常に念頭におきながら施策を行い、広く全部局の施策についても人権に配慮がなされるよう連携し、本市の人権施策を総合的に推進してまいります。

また、本市では文化都市、芸術都市として発展するため文化芸術振興条例を制定しています。そのなかで文化政策の基本指針に規定されている「東大阪市文化政策ビジョン」に基づき本市の施策を文化的な視点から体系的に整理し、「文化」をキーワードに市民と共に親しみを感じられるような施策展開・まちづくりをめざしていきます。

このように「人権」「文化」を柱としながら、総合的な人権啓発はもちろん、男女共同参画社会及び多文化共生社会のさらなる推進にも取り組み、関係部局との連携に努めてまいります。

以上から人権文化部では、下記の項目を平成25年度に重点課題として取り組んでまいります。

平成25年度に取り組む重点課題

1 文化芸術振興条例に基づく施策の推進

東大阪市には古今東西のゲームなどの展示もあるアミューズメント産業研究所や田辺聖子文学館など文化的な施設が多くあります。平成25年度は全国的に知られる作家司馬遼太郎の記念館を中心に東大阪市の魅力を市内外に発信します。

人権文化部では継続して文化芸術に取り組んでおり、昨年度も「東西狂言会」や「棟方志功展」などを開催し、大変好評をいただいております。このように本市にはハイレベルの芸術を求める土壌がありますので、平成25年度はクラシック音楽をはじめとする鑑賞会や市民美術センターにて実施するナイトミュージアム事業など、市民の誰もが身近に質

の高い文化芸術にふれることのできる機会を継続的に提供します。

2 多文化共生社会の推進

文化国際課内にある国際情報プラザでは、国際関連情報や生活関連情報、行政情報の提供、通訳などを行い、ホームページなどによる情報発信も行っています。また様々な国の文化を実感していただけるイベントを開催しているなか、市内大学との連携も視野に入れながら多文化理解講座等の国際情報プラザ事業を展開し、「多文化共生」の市民意識の啓発をさらに進めます。

3 第3次東大阪市男女共同参画推進計画の推進

社会のあらゆる分野における男女共同参画をすすめるため、本市では情報紙「HOW」の全戸配布をはじめ、女性、男性ともに興味を持って参加していただける講座やイベントの開催など様々な取り組みを行っているところです。市役所においては、第4期東大阪市男女共同参画審議会からの答申を受け各施策を評価、検証しているなか、各種審議会の女性委員の参画率40%をめざすなど、第3次東大阪市男女共同参画推進計画を効果的に推進していきます。

4 人権が尊重されるまちづくりの推進

市民や事業者、教育関係者、関係機関と連携、協力し、さまざまな人権問題の解決に向け、横断的な取り組みを進めます。

世界で勃発している内戦や紛争について考えるとともに、戦争体験、被爆体験を聞くなど平和の大切さを伝えるための取り組みを進めます。特に拉致問題については、事象を風化させることがないよう継続して取り組んでいきます。今年度はパネル展示に加え映画「めぐみ」の上映などを実施し、拉致問題を人権問題として考えていただく機会を提供していきます。

平成25年度 部局長マネジメント方針

協働のまちづくり部長

なか お さとる
中 尾 悟



仕事に対する基本姿勢

わたしは、生を受けてこの方、東大阪市で育てられ、学び、遊び、就職し、家庭を持ち、子どもを育ててきました。そして、今日も東大阪市で生活しています。

このようなわたしが、平成24年4月に東大阪市役所に市民協働の専門部署として新設された「協働のまちづくり部」の初代部長として仕事に当たっていますことは、その職の責任の重大さに身も心も引き締まる一方、わたしの大好きな東大阪市のまちづくりを市民の皆さんと一緒に考え、実践できることをとても喜び、楽しんでいます。

市民の皆さんがこのまち東大阪市に住み続けたいと思ってもらえるよう、また他所の人が東大阪市に住んでみたいと思ってもらえるようなまちづくり、市民の皆さんが自分たちのまちは、自分たちでつくるんだと思ってもらえるようなまちづくり、「東大阪市版地域分権」の仕組みづくりを、市民の皆さんと一緒に知恵と力を出し合い、すすめていきたいと考えています。

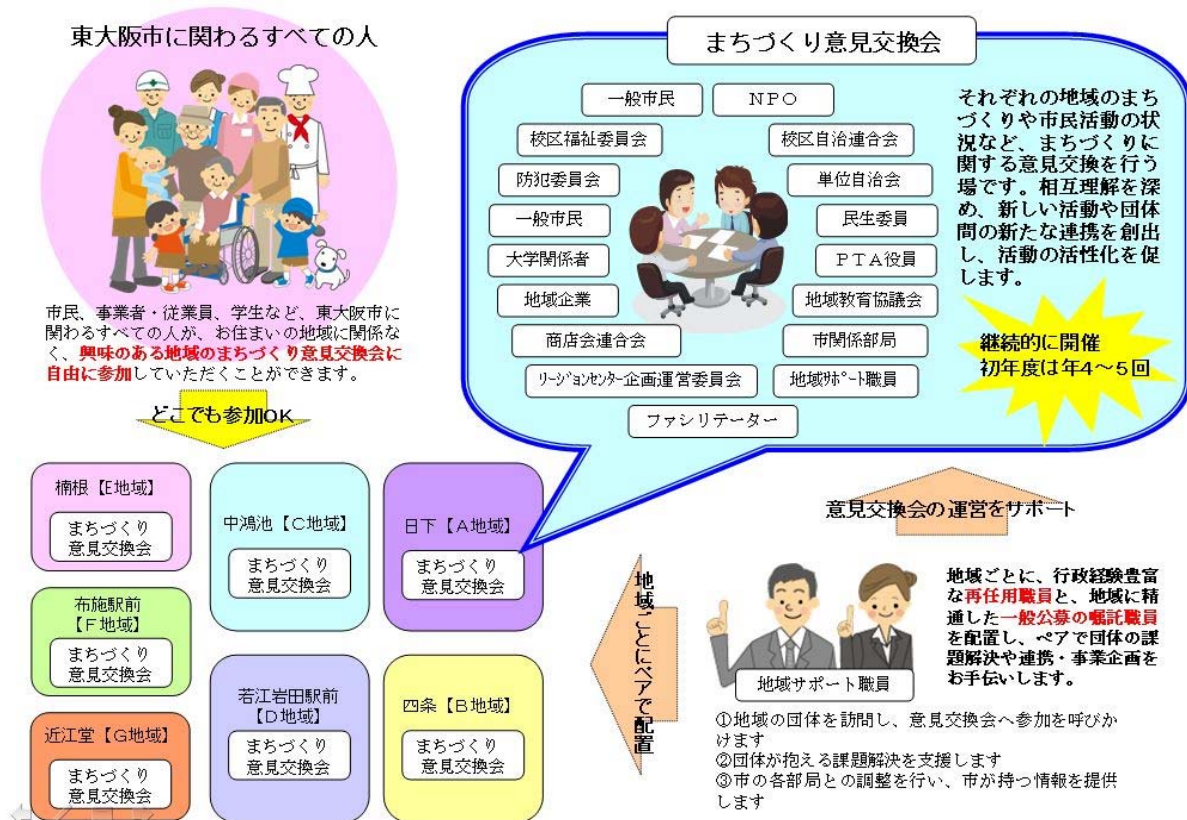
地域のまちづくりに取り組んでおられる市民の皆さんを全面的にバックアップするため、市役所を挙げて取り組んでいきます。

平成25年度に取り組む重点課題

1 「まちづくり意見交換会」開催と「地域サポート職員」の配置

地域でまちづくりに取り組んでおられる団体や個人、これからまちづくりをやってみようと思う市民の皆さんが一堂に会し、地域のまちづくりの情報交換や連携を行える「まちづくり意見交換会」をリージョンセンターで継続して開催します。

また、地域の皆さんと市役所をつなぎ、地域のまちづくり活動を側面から支援する「地域サポート職員」を配置し、地域の実情に応じた「東大阪市版地域分権」の仕組みについて共に考えていきます。



2 防犯灯・防犯カメラなどの整備の支援拡充

安全・安心なまちづくりにつながる、自治会の皆さんが自主的に設置管理する防犯灯や防犯カメラの整備に対する支援を拡充します。

防犯灯については、前年度に比べて金額で1.9倍、台数で1.5倍の設置助成を行い、より明るく環境に配慮したLED防犯灯の設置を促進します。

防犯カメラについては、前年度に比べて金額・台数で1.7倍の設置助成を行い、より一層の街頭犯罪の未然防止をめざします。

3 NPO法人・市民活動団体の活動支援の充実

NPO活動や市民活動の専門家である「NPOアドバイザー」をNPO・市民活動支援課に配置するほか、団体の設立や運営に関する実務研修会の開催を通じて、NPO法人の設立運営や市民活動に関する相談や情報発信、団体間の連携促進など、NPO法人・市民活動団体の組織や活動の基盤強化につながる支援を充実します。

また、NPO法人や市民活動団体の市民活動に関する情報が簡単に発信・共有され、連携や交流につながり、さらに多くの市民がこれらの活動により一層関心を持てるよう、インターネット市民活動情報サイト「スクラムは〜と」の機能を拡充します。

平成25年度 部局長マネジメント方針

なかにし やす じ
市民生活部長 中西 泰二



仕事に対する基本姿勢

市民生活部は職員数も多く、市役所の顔ともいえるべき市民窓口を始め、消費・医療・年金などの市民のくらしや命に直結する業務を行っています。

窓口を訪れる市民の方は、初めて市役所を利用される方やどんな書類が必要でどこへ行ったらいいかわからない方などさまざまです。市民生活部では、市民の方々が必要なサービスを受けられ、気持ちよく利用される窓口業務を行う必要があります。

そのためには、スムーズな窓口業務への案内手法や常に市民の立場に立った行政サービス、とりわけ職員一人ひとりのスキルアップが求められています。

市民課関連業務のほか、消費者行政事業や国民健康保険事業など、市民のくらしに直接関わる当部では、常に信頼される窓口対応をこころがけながら下記の項目を重点課題とし、各部局、関連機関と連携し、行政サービスの向上・国保の健全運営・医療の充実の実現に向けて施策を進めてまいります。

平成25年度に取り組む重点課題

1 消費者が守られるまちをつくります

- ・多重債務（借金問題）で悩む市民に対し、弁護士や司法書士による「多重債務者無料法律相談」を月2回実施します。また、より多くの市民に利用していただくために相談窓口のPRに努めます。
- ・消費者被害の未然防止が図れるよう、市政だよりや消費生活センターだより「暮らしのスクラム」などを通じた啓発活動を進めるとともに、適切な情報提供を行います。

2 国民健康保険料の収納率向上

国民健康保険事業特別会計は、平成23年度末で約21億円の累積赤字を抱えており、財政健全化のためには、国民健康保険料の収納率の向上が最重点課題であると考えています。そのため、関係部局との連携等により保険料の収納対策を一層強化しており、今年度は特に下記の項目を重点課題として取り組みます。

- ・コールセンターによる早期未納者への電話督促の実施をすることで新たな未収金の発生を抑制します。
- ・納付の利便性を考え、金融機関及びコンビニでの併用収納が出来るよう決定通知書等を改善します。

3 子ども医療費助成制度の通院分を拡充

- ・助成対象年齢の拡充について、府内市町村の動向を見極め、財源確保に努めながら、実施に向けて検討します。

平成25年度 部局長マネジメント方針

にしおか よしひで
税務部長 西岡 義秀



仕事に対する基本姿勢

市役所では、市民のみなさんが豊かで健康な暮らしができるよう、毎日の生活に密着したさまざまな業務を行っています。そのためには多くの費用がかかりますが、この資金は市民及び事業所の税金によって支えられています。現在、みなさんに納めていただいている市税は次のとおりです。

普通税 … 納められた税金の使い道が特に定められず、どのような業務の費用にも充てることができる税金

(個人市民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税)

目的税 … 納められた税金の使い道が特定されている税金

(事業所税、都市計画税、入湯税)

税務部では、これらの税金の額を決めたり、納めていただいた税金の管理などの業務を行っています。

今後も、市民のみなさんが安心して健やかに生活できるよう、市の歳入の中心となる市税収入の安定的確保に向けて、下記の項目を重点課題として継続的な努力をしてまいります。

平成25年度に取り組む重点課題

1 公平・公正な賦課徴収

納税は国民の三大義務の一つです。滞納となっている税金を放置しておくことは、納期内に納付していただいている大多数の納税者との公平性を欠くことになります。また、滞納が多くなることは市の財政を圧迫し、市民サービスに支障をきたすことにもなりかねません。

そのため、次のようなことを行っています。

- ・夜間・休日における納税相談窓口を開設しています。

(平成24年度)

夜間 5月 9日、10日 12月10日、11日 3月26日、27日
(6回実施)

休日 5月12日、13日 6月23日、24日 8月25日、26日
10月27日、28日 12月 8日、 9日 3月23日、24日
(12回実施)

- ・滞納者に対して電話による納付督促をしています。

- ・悪質な滞納者に対しては、預貯金・動産・不動産などの差押を実施するとともに、インターネット公売など換価処分を行っています。

(平成23年度実績)

預金等の債権差押 196件、動産の差押 23件、不動産の差押 310件

不動産の公売 5回実施

インターネット公売(車、貴金属、家具など6回実施 見積額の1.6倍で落札)

2 市税収入の確保

- ・第2次実施計画において目標設定した市税収入率92.8%の達成を目指します。

(平成23年度 決算収入額 747億3千万円)

- ・市民の納税意識の高揚を図るため、国及び府と協力して広報・啓発活動を行います。

- ・市民の利便性向上を図ることにより、納期内納付を推進します。

①コンビニエンスストアより市税を納付できるよう収納機会、手段を拡大します。(平成23年度より軽自動車税、平成24年度より個人市民税、固定資産税・都市計画税)

②市政だより、地域ミニコミ紙、コミュニティニュース、ホームページ等を通じて納付に便利な口座振替を推奨します。

(口座振替利用者数)

平成23年度 55,006人 利用割合 23.0%

3 市民サービスの向上

- ・地方税ポータルシステム(eLTAX)電子申告・申請の受付や、国税連携など地方

税電子化の一層の利用促進により、納税者の利便性向上と税業務の効率化を図ります。

(平成23年度 利用件数・利用割合)

法人市民税	8,580件	40.8%	個人住民税	5,791件	11.0%
償却資産税	899件	8.6%	事業所税	76件	6.6%
			合計	15,346件	18.0%

平成25年度 部局長マネジメント方針

おおばやし たけ お
経済部長 大林 武夫



仕事に対する基本姿勢

4月1日付で経済部長を拝命いたしました大林武夫と申します。

私は、教育委員会勤務が長く老若男女を対象とした事業、とりわけ青少年の健全育成にかかる事業に取り組み、前任は広報広聴室長として市の広報活動に携わってきました。このようなことから、特に、子どもたちに「自分が暮らしているまち」は、どのようなまちなのかを経済部が行っている施策を紹介することで関心を持ってもらえるような広報活動を行うと共に、「活力ある産業社会を切り拓くまちづくり」を進めるため、市内中小企業のニーズをきめ細かく把握するとともに、有用な施策を継続的に実施し、より効率的な施策展開に努め、下記の項目を重点課題として取り組んでまいります。

平成25年度に取り組む重点課題

1 中小企業振興条例に基づく中小企業振興施策の展開と住工共生のまちづくり条例に基づく住工共生への取り組み

「中小企業振興条例」と「住工共生のまちづくり条例」が4月1日から施行されました。

中小企業振興条例は、東大阪市として中小企業をしっかりと支え、地域経済を活性化させ豊かで住みよいまちを実現するための大切な条例です。一方、住工共生のまちづくり条例は、市民の良好な住環境とモノづくり企業の操業環境を保全し、創出していくための条例です。

この2条例を子どもたちに伝え、より東大阪市は中小企業のまちであることを知ってもらえるように取り組んでいきます。そして、中小企業振興条例を礎に、中小企業振興施策の展開に努めるとともに、住工共生のまちづくりの取り組みでは、事業所立地基礎調査によるモノづくり推進地域の確定などを行います。

2 「くらしいきいき、にぎわいのまち」に向けた取り組み

子どもから大人まで、多くの市民に商店街での買い物の楽しさと面白さを味わってもらうため、市の補助事業として、東大阪商工会議所がもつネットワークを活用した「(仮称)東大阪商業フェスタ」を開催します。お店の一押の商品やサービスを値ごろ感のある価格での販売や、スタンプラリーなども実施します。地元商店街の良さを知ってもらえるよう、積極的なPRを図ります。

また、商店街や個店を応援するための取り組みとして、消費や購買に意欲的な女性モニターによる「商店街活性化モニター調査事業」を実施し、商店街と各店舗の良い点や改善点をフィードバックすることで、今後の商店街活性化につなげていきます。

観光振興では東大阪観光協会と連携を図り、お中元・お歳暮ギフトの「東大阪地産地送カタログ」による「地産地送運動」の推進やまちガイドボランティアの育成、まち歩きなどを開催し、市内特産品販売や観光情報の発信など、本市の魅力を市内外に積極的にアピールします。

3 若者などの就職、常用雇用を支援

若者がモノづくり企業で働いている姿を紹介し、モノづくりに目を向けてもらうよう、求職者向けの情報誌「東大阪スタイル」を作成し、市内全戸に配布します。また、「求人企業・事業所合同説明会」や「就職セミナー」、「東大阪モノづくり企業就職面接会」、「モノづくり人材育成塾」などを実施していきます。

ニート状態の若者が増加していることから、単なる相談だけでなく、仕事体験や各種セミナー、学習会交流会や家族交流会を通じて、これらの若者の職業的自立に向けたきめ細かな支援を図り、国の地域若者サポートステーション事業と併せて一体的に事業を進め、就職などへの進路決定に結びつけていきます。

4 農業の振興と啓発

消費者が地元農産物を購入し、地域の農業を地域に住む人と共に無理なく守る、市民・消費者参加型の地産地消運動である「ファームマイレージ運動」を推進することにより、大阪府下でトップクラスの認証数を誇る「大阪エコ農産物(※)」を東大阪の地域ブランドとしてしっかりと定着させ、生産者の栽培意欲を高め都市農業の活性化を図ります。

また、定年帰農者・青年就農者・女性農業者をはじめとした生産者の育成・支援や、市内直売所で販売されている食材を使った「地産地食の鉄人」料理コンテスト、市民参加による米や野菜の栽培・収穫体験事業、地元農産物を積極的に食材として使用している市内飲食店

の紹介などによって、市内農業に対する市民・消費者の関心と意識も高め、都市農業の振興を図ります。

※大阪エコ農産物

従来の栽培に比べて化学肥料使用量・農薬の使用回数を半分以下で栽培し、遺伝子組み換え作物でないもの

平成25年度 部局長マネジメント方針

にし だ やす ひろ
福祉部長 西 田 康 裕



仕事に対する基本姿勢

近年、少子高齢化の進行や地域コミュニティの希薄化など社会環境が変化する中で、高齢者の虐待や孤独死など複合的な課題が頻発しています。また経済情勢の悪化による生活困窮者の増加に伴い、生活保護の不正受給や貧困ビジネスと思われる事案が発生する中で、行政の役割、あるべき支援の姿が問われています。

福祉部は、高齢者や障害者など誰もが身近な地域で、安心して元気に暮らすことができる社会を目指し、「地域福祉計画」「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「障害者福祉計画」などに沿って施策に取り組んでいます。平成25年度については、真に生活に困窮する方々に対し適切な支援を行うために、福祉事務所などの体制を強化して生活保護の適正化に向け取り組んでまいるとともに、高齢者の住みなれた地域での生活をきめ細かく支え、障害者（児）のライフステージに応じた専門的な支援を行う為の環境整備などに重点的に取り組んでまいります。

平成25年度に取り組む重点課題

1 生活保護の適正な執行について

平成25年度当初予算で、生活保護費支給経費は約385億円、一般会計予算の19.5%を占める状況となっているなか、生活保護を本当に必要とされる方に、必要とされる範囲で扶助を行うという制度本来の趣旨を実現するために、生活保護受給者の生活状況や就労状況把握の基礎となる家庭訪問実施率100%を達成します。

また、生活保護情報ホットラインなどを通じて市民の皆さまから寄せられる不正受給情報については、迅速に事実確認を行い、悪質性が極めて高い受給者については、告訴などの毅然とした対応を行います。

2 新障害児者支援拠点施設の建設

昭和55年に建設された東大阪市療育センターの老朽化、狭隘化による建て替えを検討するに当たり、障害児の通園機能の定員増のみならず、診療機能の充実を図り、市立高井田障害者センターの機能も合わせて障害児から成人までのライフステージに応じた一貫した支援を行う拠点施設とし、相談支援、通園、医療、リハビリテーション、就労支援、文化交流、発達障害支援、生活支援、管理機能の9つの機能をもつ施設を建設します。

平成24年度に実施した基本設計を踏まえ、関係機関、団体、市民への説明を行いながら、平成25年度は実施設計を策定します。

3 高齢者が安心して暮らせるまちづくりを推進

- ・ 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設の整備をはじめ、高齢者の方が住み慣れた地域で生活が続けられるように、身近な生活圏域ごとに認知症グループホームや小規模特別養護老人ホーム、定期巡回・随時対応型訪問介護看護などのサービスの整備を進めていきます。
- ・ 認知症などで徘徊をされている高齢者等の生命や身体の安全を確保するため、緊急一時的に保護するための居室の確保を行います。
- ・ ひとり暮らし高齢者等の見守りについては、これまでからも民生委員による訪問相談や市の調査員による訪問などにより実施してきましたが、平成25年3月より下記の事業所の協力を得て、高齢者の方に何か異変があったときには、地域包括支援センターや民生委員、校区福祉委員、コミュニティソーシャルワーカーなどと連携して安否確認や緊急対応などを行う「事業所ふくしネットワーク」を開始しました。今後も協力事業所を拡大していきます。

＜協力事業所 平成25年4月19日現在＞

水道検針業務受託事業者
関西電力（株）東大阪営業所
佐川急便（株）東大阪店
大阪東部ヤクルト販売（株）
読売新聞（11営業所）
宅配COOK123

平成25年度 部局長マネジメント方針

た む ら あ つ し
子どもすこやか部長 田 村 敦 司



仕事に対する基本姿勢

少子・高齢社会にあわせて核家族化が進む地域の中で、子どもを取り巻く生活環境は大きく変わってきています。

子どもは、家庭と地域社会と保育所（幼稚園・学校の場合も）という三つの主体によって育っていくと言われています。ところがその三つの主体のネットワーク機能が近年低下し、そのことが親の子育て能力の低下に少なからず影響しています。

たとえばアニメ「サザエさん」では良く見かける風景ですが、昔は家にちょっとした縁側がありそこが地域のコミュニケーションの場であり、また地域の「世話好き」がご近所で子どもが生まれれば、ちょっとした子育てアドバイスなど「世話」をやいたりして、地域で子どもの育ちや子育てを支えてきました。時代の流れの中で核家族化が進み、縁側もアルミサッシに様変わりし、地域に当たり前のように存在していた「世話」が、地域から薄れてきています。

私は、子どもたちを安心して生み育てられるまち、子どもたちが安全で元気にすこやかに育つまちをめざし、少子化から増子化に転換できるまちづくりを進めたいと考えています。

核家族化が進む中、地域で子育てを支える仕組みがうまく機能しづらくなっている今日、子どもを産み、育てることへの不安感を少しでも取り除くことが重要だと思います。そのためには家庭や地域への出前訪問活動や育児・子育て相談機能の充実、また一時預かりなど子育て支援事業がこれまで以上に求められていると思っています。

国においても少子化傾向にブレーキをかけるべく、「子ども・子育て支援法」や「認定こども園法の一部改正法」および「関係法律の整備等に関する法律」の「子ども・子育て関連3法」が平成24年8月に成立しました。これらの法整備により、親の働く状況の違いに関わらず、質の高い幼児期の学校教育・保育を受けられること、家庭や地域での子育て力低下に対する支援策を強化すること、待機児童の解消を図ること、などを平成27年度から本格施行をめざし、各自治体で準備が進められます。

こうした国の動きを踏まえながら、私は、子どもの教育・保育、子育て支援を総合的に進める新しい仕組みづくりをめざし、下記の項目を重点課題として、各部局と連携し保育・子育て支援行政の推進に努めてまいります。

1 「縦割り行政」ではなく、市民から利用しやすい幼稚園・保育所など子育て支援の新しい仕組みづくりへ

子どもの教育・保育、子育て支援を総合的に進める新しい仕組みを平成27年度から本格施行します。この仕組みの大きな考え方は、発達に遅れのある子も、経済的に恵まれない子も、どの子どもにとっても、質の高い学校教育・保育を満3歳の子どもたちから全ての子どもたちに提供しようとするものです。幼児期からの幼児教育・保育の公共投資が、国の経済成長にとって有効であることが明らかになっており、すでに欧米先進国では趨勢となっています。

また新しい仕組みでは、保育の量的拡大を図り、0歳から2歳をはじめとする待機児童解消につなげます。そして一時預かりや育児・子育て相談、夜間・休日保育、病児・病後児保育などの子育て支援を必要とする全ての親子が全ての地域であらゆる支援を受けられるようにしていきます。

子どもが安心・安全に生まれ、育つまちづくりをめざす市長の指示を受け、私は、庁内組織の座長として、これまでの幼稚園は教育委員会、保育所・園は子どもすこやか部といった「縦割り行政」をなくし、市民から相談しやすく利用しやすい子ども・子育て支援にかかる仕組みづくりを進めます。

平成27年度本格施行に向け、今年度は、これから出産を予定されている方や育児・子育て中の方や子育て関連の事業所や地域、支援者の方々にニーズ調査などを実施し、また子どもの保護者や事業主を代表する方、子ども・子育て支援に関する事業に従事されている方及び子ども・子育て支援に関する学識経験者等からなる子ども・子育て会議を設置し、地域の子ども及び子育て家庭の実情を把握し、広く意見を聞き、子ども・子育て支援事業計画に反映していきます。

2 （仮称）楠根子育て支援センターの設置やつどいの広場事業等の拡充

これまで公立の幼稚園や保育所がなかったE地域の楠根リージョンセンターに（仮称）楠根子育て支援センターを平成26年1月開設予定で準備を進めます。

在宅での子育てに悩みや不安を抱える家庭に対して、乳幼児の親子が気軽につどい、交流し、子育ての悩みを相談でき、子育ての様々な情報が得られる場所としてつどいの広場など子育て支援を充実します。

平成24年度末で市内には4箇所の子育て支援センターと15箇所のつどいの広場があり、自由来館されている数は年間延べ人数で10万人を超えています。今年度子育て支援センターを1箇所、つどいの広場を1箇所開設し、在宅での子育て支援を充実します。

障害児に対する療育支援として放課後等デイサービス事業をはじめ児童発達支援事業の拡充を行います。

3 児童虐待防止に向けた取り組みの強化

本市では平成12年度から児童虐待から児童を守るため東大阪市児童虐待防止連絡会という地域のネットワーク会議を設置していましたが、平成16年度に児童福祉法が改正され、平成17年度から虐待を受けている児童を早期に発見し、適切な支援を行うために、児童にかかわる関係機関による要保護児童対策地域協議会という組織を設置しています。要保護児童対策地域協議会には、大阪府子ども家庭センター、福祉事務所家庭児童相談室、警察、保健センター、療育センター、保育所・園、幼稚園、学校、教育委員会、民生委員・児童委員、主任児童委員、医療機関などの関係機関が参画しています。今後さらに各関係機関の連携を強化し、子ども見守り課を中心に情報の共有化と適切な判断及び対応ができる仕組みをつくります。

地域での孤立化や子育てにおける家族からの孤立化などが進む中、虐待予防に向けた相談業務など取り組みは今以上に重要となっています。児童虐待防止に向け、福祉事務所に配置している家庭児童相談員をはじめ養育・療育に悩む保護者への支援を強化します。

平成25年度 部局長マネジメント方針

なかに きょうこ
健康部長 中谷 恭子



仕事に対する基本姿勢

健康部は、市民が健康に生活できるよう、健康で元気に暮らせるまちづくりを推進しています。専門職が多い職場であり、専門性を生かしたきめの細かい市民サービスや市民の自主的な健康づくりをサポートできるように様々な取り組みを行います。

また、保健・医療の関係機関だけでなく、患者や家族など市民みんなで医療を支え、市民が自らの状態に合った安全・安心な医療を受けることができるまちづくりを推進します。

そして、生活の質を高め、市民が安全で快適な暮らしを送ることができるよう、生活衛生が行き届いたまちづくりの推進に努めます。

さらに、現在中国で鳥から人へ新たなインフルエンザの感染が確認されています。このような脅威に対処するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき策定する本市行動計画に沿って、医療機関の確保や感染拡大防止に努めます。

これらのことから、健康部では、下記の項目を重点課題として、庁内関係部局や大阪府及び各関係機関との連携を図りながら、市民が安心して健康で暮らせるように努めてまいります。

平成25年度に取り組む重点課題

1 地域の医療機関の連携を図り、医療体制の確保につとめる

- ・全国的に小児科医師が不足しており、東大阪市、八尾市及び柏原市からなる中河内医療圏におきましても小児科医療の確保が困難な状況であります。本市では、八尾市、柏原市と連携するとともに、医療機関や医師会等の協力による小児救急医療の体制を引き続き確保してまいります。
- ・必要な医療を必要なときに適切に受けることができるよう、日ごろから気軽に相談できるかかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局をもつことや、急な病気やケ

がどうしてもよいのか迷ったときに相談できる＃７１１９（救急安心センターおおさか）の活用など、医療機関の適切な利用について理解を深めていただくよう啓発に努めます。

2 健康づくりの推進

- ・平成２５年度からスタートする市民の健康増進を目的とした「健康トライ２１（第２次）計画」に基づき、健康づくりを目的に活動している市民グループや関係団体等と連携・協働し、糖尿病や高血圧、脳血管疾患、心筋梗塞などの生活習慣病の予防を含めた健康づくりを行っていきます。また、平成２５年度には、歯・口腔の健康管理が全身の健康づくりに重要な役割を果たすことから歯科口腔保健計画（仮称）を策定し、障害を持つ方も含めて小児期から高齢期までを包括した歯科保健の推進に努めます。
- ・がん検診対策においては、国の「がん検診推進事業」である無料クーポン券の送付を継続し、受診しやすい環境の整備や啓発を行い、受診率の向上をめざすとともに、学校と連携し従来から取組んでいる思春期保健事業や、教育関係団体に働きかけ、がん予防・がん検診の重要性を周知・啓発する取組みを強化します。
- ・子育て支援として乳幼児健診を始め様々な機会をとらえ、電話や面接による相談を受けるなど保護者が相談しやすい体制を整え、乳幼児の発達や育児上の悩み、不安をかかえる家庭に訪問などの個別の支援をより丁寧に行っていきます。
- ・自殺予防対策として、自殺を未然に防ぐための人材の養成や講演会等を実施し、自殺のハイリスク者層への取組みを強化します。

3 食品衛生の推進

- ・腸管出血性大腸菌（Ｏ１５７など）やノロウイルスによる食中毒事件の発生、輸入食品の増大に伴う残留農薬の問題など、食の安全・安心への関心が高まっているなか、市内に流通する食品の安全を確保するために、食品の細菌検査や残留農薬などの理化学検査、市内の食品関係施設の監視指導をさらに充実させていきます。

平成25年度 部局長マネジメント方針

う え だ よ う い ち
環境部長 植 田 洋 一



仕事に対する基本姿勢

環境部では、環境基本計画に基づき、地球環境、循環型社会、都市環境、生活環境、自然環境の五つの側面から環境の保全及び創造に資する施策を推進しています。

生活のあらゆる活動が原因で地球温暖化が進む中、市民や事業者などがそれぞれの立場で環境保全活動に取り組めるよう、地球温暖化対策などの環境施策を総合的に進めることが求められています。

また、環境負荷の少ない循環型社会をめざし、ごみ減量やリサイクルを進めるとともに適正処理の推進に努めてまいります。

あわせて、快適な都市環境を確保するため、不法投棄対策や地域清掃の支援など、市民と協働でまちの美化を推進していきます。

さらに、工場等に対し規制・指導、立入検査等を行い、公害の未然防止を図るとともに、市民からの公害苦情に対しては、現況調査をし、改善指導を行うなど、生活環境の保全に取り組んでまいります。

このような中、環境部では、下記の項目を重点課題として取り組み、良好な環境を次代に引き継ぐまちづくりの推進に努めてまいります。

平成25年度に取り組む重点課題

1 地球温暖化対策実行計画の着実な推進

- ・環境にやさしいライフスタイルを実現するため、環境家計簿の普及・啓発を図るとともに、太陽光発電システムなどの導入を促進します。

◇環境家計簿普及促進事業

家庭における省エネ行動を促すもので、温室効果ガスの削減と光熱費の削減につながる取組です。

◇住宅用太陽光発電設備普及事業

家庭生活で排出される温室効果ガスの大幅な削減に効果がある個人住宅用太陽光システムの設置にかかる費用の一部を補助します。

◇家庭用燃料電池普及促進事業

家庭生活で排出される温室効果ガスの大幅な削減に効果がある家庭用燃料電池エネファームの設置にかかる費用の一部を補助します。

- ・中小企業による省エネ対策を推進するため、省エネ診断や設備改修を支援します。

◇省エネ診断・改修支援事業

年間エネルギー使用量が10kL以上100kL未満の中小企業に対し、無料で省エネ診断を行います。また、省エネ診断に基づき、複合的又は一体的に省エネ設備改修を行う場合に、費用の一部を補助します。

2 環境教育および分別収集の拡充によるごみ減量化の推進

- ・市民の環境意識を向上させるため、環境教育出前講座の拡充を図ります。

◇環境教育出前講座

市内の学校や幼稚園、自治会などへ環境部の職員が講師として出向き、ごみの減量や環境保全をテーマにした講座を実施します。

- ・ごみ減量を推進するため、分別収集の定着化を図るとともに、公共施設を分別収集の回収拠点にするなど分別システムの拡充を図ります。

◇市関連施設での拠点回収

市内に7ヶ所あるリージョンセンターで月に1回、資源回収ボックスを設置し、古紙類と蛍光灯・乾電池を回収しています。また、総合庁舎の7階では資源回収ボックスを常設しています。

◇移動式資源拠点回収（キャラバン回収）

移動式の資源回収拠点を設置し、古紙などの出張回収を行います。現在は、毎月第4土曜日に総合庁舎の正面玄関西側で定期的実施し、ごみ減量に関する展示コーナーでは啓発活動を行っています。

回収品目：古紙・古布、紙パック、ペットボトル、プラスチック製容器包装、白色トレイ、
蛍光灯、乾電池

3 （仮称）みんなで美しく住みよいまちをつくる条例の制定

- ・ 市民・事業者・行政による協働で、美しく住みよいまち東大阪市を次世代に引き継ぐ仕組みを確立し、施策の実現を図るため、新たな条例の制定に取り組めます。

平成25年度 部局長マネジメント方針

じょう た み の る
建設局長 上 田 稔



仕事に対する基本姿勢

建設局直轄部署におきましては、建設局内の重要施策に係る企画及び総合調整業務等を所管しております。その中でも新都心整備推進事業につきましては、新都心の更なる活性化の実現に向けて検討を進めてまいります。

都市整備部におきましては、本市の都市基盤となる街路整備事業や連続立体交差事業などのハード事業をはじめ、都市計画の基本的方針となる都市計画マスタープランなどソフト事業を所管しております。とりわけ、街路整備事業や連続立体交差事業におきましては、事業期間が長期に亘るため、継続的な予算の確保、市民への十分な説明と理解を得る事が重要であると考えております。また、業務の遂行に際しましては、PDCA管理手法により事業の進行管理を行うとともに、『やる気と活気あふれる職場づくり』をモットーに日々取り組んでおります。

具体の業務であります近鉄奈良線連続立体交差事業につきましては、平成22年5月末に、下り線（奈良行き）の高架が完成し、現在上り線（難波行き）の高架化に取り組んでおり、引き続き国、府に対する強い働きかけが必要であると考えております。また、JRおおさか東線の「衣摺・大蓮」付近での新駅につきましては、平成25年3月に鉄道事業者をはじめとする関係者間で設置に関する合意が得られたため、平成29年度末完成を目指します。

次に少子化に伴います人口減少、超高齢社会の到来といった社会情勢の変化は、都市づくりにおきましても道路交通量の減少など変換の時期を迎えております。このような状況に対応すべく長期未着手の都市計画道路につきましては、その必要性、実現性を総合的に判断し、大阪府、隣接市と協議、調整を重ね、見直しに取り組んでまいります。

景観形成の取り組みにつきましては、良好な住環境を形成し、「住みたいまち」「住み続けたいまち」を実現できるような東大阪らしい豊かな都市景観の形成をめざし、東大阪の歴史や地域性を踏まえた景観計画の策定に向け検討を進めてまいります。

続きまして、都市整備部にて所管しております東大阪市駐車場整備株式会社と東大阪再開発株式会社の両外郭団体につきましては、東大阪市外郭団体統廃合等方針に基づき、合併を進めてまいります。

土木部におきましては、道路、公園及び河川整備とその管理、自転車対策等を所管しており、交通事故の減少を目指します。また花とみどりいっぱい運動や緑化ボランティアの育成等の緑化施策を通じてみどり多い環境づくりに取り組み、市民に憩いと潤いを持って頂けるよう日々努力いたしております。

特に重要路線に架かる主要橋梁の修繕補強と維持については、市民の安心と安全を守っていく主要事業として継続していかなければならないと認識しております。

土木部の業務は生活に密着しているため、市民からの多種多様なニーズに応えていかねばなりません。限られた予算のなかで、職員一人一人が事務事業の見直しや、コスト縮減を重視した意識をもち、創意工夫により「安全・安心のまちづくり」を目指し、更なる努力をしてまいります。

建築部におきましては、市の公共施設の整備や維持保全、民間建築物に対する開発許可・建築確認や防災に関する建築指導、市営住宅に関する整備や入居管理など、確かな技術力で、誰もが安全で快適なまちづくりを目指し、各施策に取り組んでおります。

今後とも、すべての事業について事業効果等の総点検と継続的な業務の改善を行い、市民から信頼される、まちづくりの取り組みを推進していきます。

建設局全般としましては日常の市民生活に直結する業務が多く、近年市民からの要望も多種多様となってきており、その対応も年々複雑にはなっておりますが、下記の項目を平成25年度の重点課題として各部局と連携し、職員一人一人がスキルアップし責任をもって効率的な業務、事業の推進に努め、市民サービスの向上を目指し、コスト意識をもって、目標達成に向け着実に取り組んでまいります。

平成25年度に取り組む重点課題

1 新都心整備推進事業（建設局）

- ・新都心東側エリア（東大阪ジャンクション北東エリア）については府有地へ新都心にふさわしい施設が建設されるよう大阪府等との連携を強化します。
- ・新都心西側エリア（東大阪ジャンクション北西エリア）については、長田駅前の商業施設立地（プレスポ長田）による周辺への影響も見ながら流通業務地区の規制緩和の検討に入ります。
- ・大阪モノレール南伸についても、新都心エリアと密接に関連することから大阪府の調査を踏まえ、建設局として本市のプロジェクトチームの中で取り組んでまいります。

2 近鉄奈良線連続立体交差事業の推進（都市整備部）

- ・近鉄奈良線上り線（難波行き）の高架化の早期完成を目指します。

3 J Rおおさか東線の新駅設置（都市整備部）

- ・新駅の早期完成に向け、事業用地及び建物の補償調査を行います。

4 都市計画道路の見直し（都市整備部）

- ・都市計画道路見直し方針に基づき見直し対象路線の評価を行い「東大阪市都市計画道路見直し素案」を作成します。

5 都市景観の形成（都市整備部）

- ・東大阪市都市環境改善プロジェクト推進会議において、景観重要道路の整備等を内容とする景観計画の策定に向け検討を進めてまいります。

6 外郭団体統廃合の推進（都市整備部）

- ・平成25年度末を目処に東大阪市駐車場整備株式会社と東大阪再開発株式会社との合併手続きを進めてまいります。

7 橋梁修繕補強事業（土木部）

- ・主要路線に架かる重要な橋について、耐震化を考慮した修繕補強事業を昨年度末迄に7橋を実施いたしました。
- ・平成25年度においても橋の耐用年数を少しでも延ばすために順次、計画的に修繕補強事業を実施いたします。

8 花園中央公園整備事業（土木部）

- ・平成25年度は桜の広場の東端の水路跡地の施設整備を行います。
- ・府道沿いの用地買収を行います。

9 自転車マナーの向上（土木部）

- ・平成25年度は自転車事故をなくすため、市立中学校でスケアード・ストレート（※）教育による自転車交通安全教室を実施し、自転車利用者の交通ルールの遵守とマナーの向上を図ります。

※スケアード・ストレート：スタントマンによる交通事故疑似体験

10 市有建築物の耐震化による市民が安心して利用できる施設整備（建築部）

- ・小中学校校舎の耐震化推進による子供達が安心して勉学できる施設整備に努めます。
- ・災害時に重要な機能を果たす防災拠点等の防災関連施設の耐震化推進を図ります。

11 木造住宅等の民間建築物の耐震化推進による災害に強い安全なまちづくり（建築部）

- ・耐震化補助制度を市民がより利用しやすい制度への拡充と幅広いPRによる制度の活用促進に取り組みます。
- ・市民が気軽に安心して相談できる専門家等による相談体制の充実を図ります。

12 市営住宅の長寿命化計画策定と適正な入居管理の徹底（建築部）

- ・市営住宅の長寿命化による有効活用及び維持管理・保全の効率化を図ります。
- ・家賃の滞納をなくすための収納確保対策を徹底します。また住宅に困窮された方の入居機会を増やす取り組みを進めます。

平成25年度 部局長マネジメント方針

きた ぐち えつ じ
消防局長 北 口 悦 司



仕事に対する基本姿勢

都市構造の変化により災害の様態は複雑多様化し、また、高齢化の進展により救急需要も増え続けております。さらに、南海トラフ巨大地震等の発生も危惧されております。

このような状況の中、市民の皆様の生命と財産を火災等の災害から守るため、消防団並びに市民の皆様とともに「安全安心なまちづくり」を推進し、「市民生活の安全確保」に努めてまいります。

平成25年度に取り組む重点課題

1 救急体制の強化

- ・平成24年中の救急件数は29,059件で過去最多となり、増加する救急需要に対応するため、北東部方面出張所及び中消防署に救急隊を増隊し、現在の8隊から10隊へ救急体制を強化します。
- ・事故などにより心臓や呼吸が止まった際、近くに居た人により心肺蘇生やAED（自動体外式除細動器）による応急手当が適切に実施されれば、大きな救命効果が得られますので、応急手当普及啓発を推進します。

2 防災活動拠点の整備

- ・南海トラフ巨大地震等に備え、防災活動拠点としての機能を確保するため、西消防署建替えに係る設計業務を実施するとともに、中新開出張所、足代出張所及び若江出張所の平成27年度までの耐震化に向け、その整備方針などを決定します。

- ・消防団の防災力の向上を図るため、消防団活動拠点である消防団屯所を建替えます。

3 予防行政の強化

- ・放火による火災（放火の疑いを含む。）は、全国的にも火災原因の1位であり、昨年本市においても連続放火による火災が多発しました。このことから、自治会など各種団体と連携を密にするとともに、消防車によるパトロール、消防訓練、立入検査などあらゆる機会をとらえて、市民の皆さんに放火火災に対する注意喚起を行い、放火されない環境づくりなど放火火災防止対策を推進し、放火による火災を低減します。
- ・平成24年5月福山市ホテル火災や平成25年2月長崎市グループホーム火災では多数の死傷者が発生しました。これを踏まえ、ホテル、社会福祉施設等不特定多数の人が利用する施設への立入検査等防火指導を徹底し、消防法令違反のあるものに対しては重点的に是正の徹底を図ります。
- ・平成24年中の住宅火災の件数（63件）は、建物火災の件数（113件）の約6割、また、放火自殺者等を除く住宅火災による死者数（5人）は、建物火災による死者数（6人）の約8割となっています。このため、住宅火災警報器の設置促進、一般家庭及びひとり暮らし高齢者宅防火診断の実施等住宅防火対策を推進し、住宅火災及び住宅火災による死者数を低減します。

4 震災対策の強化

- ・大規模地震発災時の迅速かつ効率・効果的な体制を確保するため、消防局震災計画の見直し及び災害支援車Ⅱ型（1台の車両で火災や地震等の災害状況に応じた資機材を収納したコンテナを災害現場へ搬送する車両）等震災用資機材を整備し、緊急消防援助隊や防災関係機関との連携も視野に入れた震災活動体制を強化します。



5 消防救急無線のデジタル化

- ・大規模地震等発生時の広域通信の確保や、災害現場における各種情報保護のため、現行のアナログ方式からデジタル方式への移行を推進します。

6 防火防災意識の高揚

- ・安全で安心なまちづくりのためには、市民一人ひとりが常に防火防災に関心を持ち、災害が発生した場合に的確に対処できる知識や技術を身につけておくことが大切です。このことから防災学習センターや消防訓練などあらゆる機会をとらえて、防火防災の知識や必要性・重要性を啓発するなど防火防災研修に取り組みます。

平成25年度 部局長マネジメント方針

いま い かね ゆき
会計管理者 今井 兼之



仕事に対する基本姿勢

出納室においては、おもに公金の収納・支出に関し、審査・支払いなどの業務を担当しています。

この収納・支出に際し、法律・条例を順守しているか、適正な事務処理がなされているか、予算の範囲内で支出されているかについて、厳正に審査し、支払うことが求められています。

また、市役所内の公金が適正に管理されているかを確認し、公金管理の適正化を図るということも行っています。

法に基づく公正な行政執行を確保するという観点から、法令順守、適正な事務執行、適正な公金管理の確保に一層努め、また事務の効率化についても努めてまいります。

平成25年度に取り組む重点課題

1 法令順守

- ・支払に際し、常に法令順守を心がけ、法令を確認し、監査、法務担当などの関係所属とも十分調整しながら、慎重に取り扱います。

2 適正な事務処理の確保

- ・不適切な処理があればそのつど指摘して是正し、その後発生することのないよう、マニュアル化などの方策に取り組みます。直接所属に出向いての検査も充実します。

3 事務の効率化

- ・ムリ・ムダ・ムラがないか改めて確認し、必要な場合は関係所属とも協力しながら、一層の効率化、事務の迅速化に取り組みます。

平成25年度 部局長マネジメント方針

いのうえ みちひろ
上下水道事業管理者 井上 通弘



仕事に対する基本姿勢

東大阪市の上下水道は市民の皆さまに「当たり前のようにお使いいただける」よう努めています。

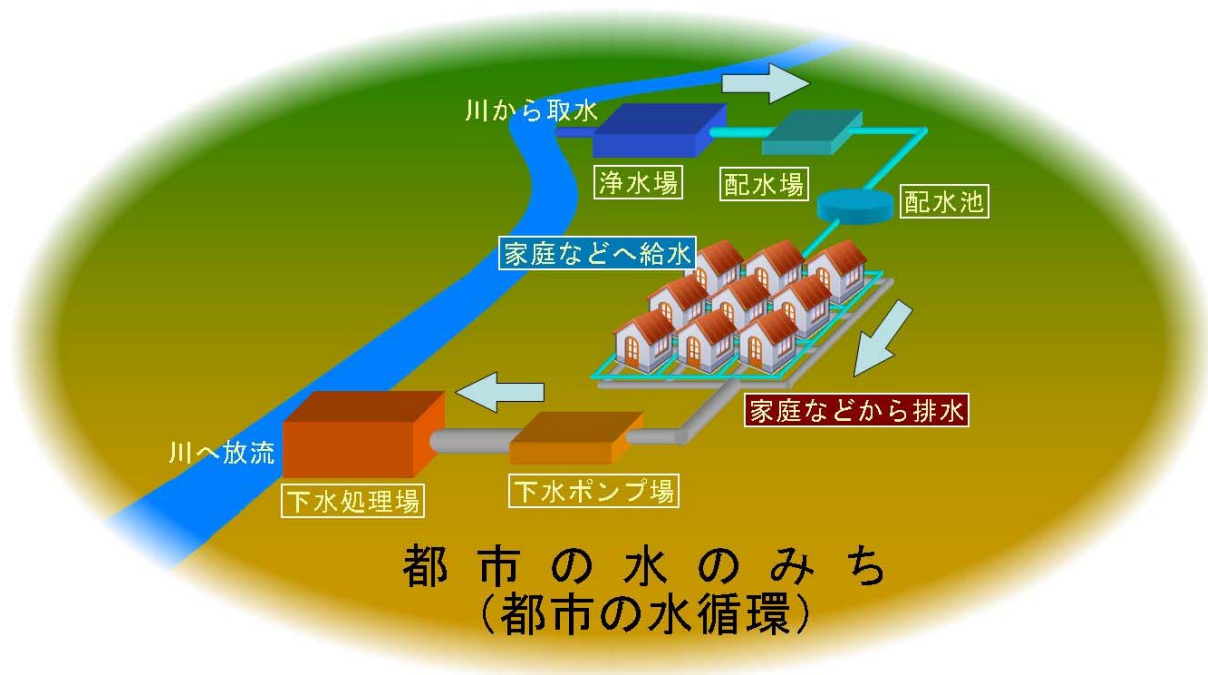
「・・・水ってとても大事です おなかですいても水があればがまできます・・・ぼくが大きくなったとき もし東大阪の人たちがこまっていたら ぼくも何かできることをしたいとおもいます・・・(被災地から上下水道局に届いた手紙より抜粋)」

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、多くの人たちが被災し、水道が断水した地域には全国の水道部局から給水などの応援に駆けつけ、東大阪市からは、岩手県陸前高田市へ延60人の職員と給水車を派遣し給水活動を行いました。

私たちの日常生活における上下水道は、蛇口をひねれば水が飲め、洗濯、炊事ができ、使った水は排水口へ流し、雨が降れば浸水を防ぐということが、当たり前の存在となりつつありますが、一方で東日本大震災後に被災地で行われたアンケート結果からみると、被災時に特に必要と感じた情報は、「電気・ガス・水道の復旧状況」が上位となったほか、「食料・飲料水が足りなくなり、生活が維持できないと感じた人」が4割近くに上るなど、災害時における生活には最も必要とされるものの一つでもあります。

また、大阪府域の上下水道はその水の多くを淀川から取って皆さまにお届けし、下水道を通じて河川などに水を戻す「都市の水のみち」を形づくっています。環境への影響という面では、人は水を使い、水を汚しながら生きているといっても過言ではありませんが、府民であり市民である皆さまに安全で、安心な水を安定してお届けし、お使いいただいた水をきれいにして自然に返していく、そして浸水に強いまちづくりのためにも大阪府や府域の市町村の上下水道が一丸となって取り組んでいく必要があります。

さらに、市民の皆さまに水をお届けする、生活に使った水をきれいにする、災害に強い上下水道をつくるためには費用がかかります。市役所が行っているサービスのうち、水道や下水道はお使いいただく方にお使いいただいた量などに応じて、水道料金や下水道使用料、浸水対策は税金などの形で費用をご負担いただき、上下水道を経営していく仕組み（これを「独立採算制」といいます。）をとっていますので、なるべく経費をかけずにサービスを提供していくことが、市民（＝お使いいただく方）の皆さまに対する義務であると考えています。



これらのことを実現していくために、上下水道局では次の4つの項目に取り組んでいきます。

平成25年度に取り組む重点課題

1 水道と下水道が、さらに一体となっていきます

これまで東大阪市上下水道局では、水道は市役所から独立した公営企業の組織、下水道は市役所の組織として市民サービスを行っていましたが、平成25年4月1日からは下水道事業も水道と同じく市役所の組織から独立した公営企業の組織とし、上下水道が一つの公営企業となって新しくスタートしました。

公営企業では事業管理者（会社に例えれば支社長）をおいて経営にあたることで、経営判断が速くなる、水道と下水道が一つの大きな組織となることで効率的なサービスの提供ができる、災害時には上下水道の職員が共同で対応できるといったメリットがあります。

また、今のところ水道は水道庁舎、下水道は市役所でサービスを行っていますが、このように庁舎が分散した状態では効率化に限界があります。さらに今の水道庁舎は築40年を迎え、老朽化が進み、耐震性にも問題を抱えており、地震時の応急給水や復旧の本部となる水道庁舎の耐震化も早急に進めなくてはなりません。

・業務統合（共通する仕事の共同化など）の実現

上下水道に共通する仕事を共同化するなど、上下水道が一つの公営企業となった強みをさらに発揮して、より効率的なサービスが提供できる組織づくりに取り組みます。

- ・ 同一庁舎の実現に向けた検討

庁舎が一体となることは市民の皆さまが上下水道局へ来られた際に一度で用事を済ませられるというメリットもあります。また、上下水道が一つの庁舎でサービスの提供ができることとあわせた耐震化を検討するなど、災害に強い上下水道となるよう進めていきます。

2 厳しい水需要の下、健全経営に取り組みます

水道事業の使命は安全で安心な水を安定的にお届けすることであり、また下水道事業の使命はお使いいただいた水をきれいにして河川に戻し、さらに浸水を防ぐことです。

両事業の運営にはさまざまな経費がかかり、そのほとんどは、皆さまがお支払になる水道料金や下水道使用料で賄われております。

しかし、景気の停滞や節水機器の普及、省エネルギー意識の浸透等による節水型社会の進展により、本市においても水需要は減少し、収入源である水道料金や下水道使用料も減少傾向にあります。

一方で、支出面では高度成長期に建設した施設の更新時期を迎え、さらに地震や大雨等の災害に強い施設の構築など、多額の費用を要し財政状況は厳しさを増しています。

安全で安心な水を安定的にお届けし、快適で安全なまちづくりを進めるためには、より一層の健全経営の推進が必要であります。

- ・ 職員の意識の向上

仕事に取り組むに際しては、「どうすればできるか」という前向きな発想で、「先ず權より始めよ」の意識のもと努力と創意工夫をします。また職員一人ひとりがさらにコスト意識を高め、無駄な経費の削減に努めます。

- ・ 未収金の減少と収入の増加の工夫

お客様間の公平性と水道料金等の収入を確保するため未収金対策を強化するとともに、水道料金等以外の収入の確保に取り組んでいきます。

3 老朽化した水道施設の更新や耐震化などを進めます

水道施設の更新や耐震化は、施設の建設から維持管理、廃棄までをトータルに見据えた更新計画（ＬＣＣ）をたて、少ない財源で最大の効果が得られるよう、更なる創意工夫を行い、「命の水、水道」「ライフラインの水道」を守ってまいります。

・配管材料の工夫

耐用年数が40年の配水管 → 耐用年数が100年の配水管に変更

100年間で更新回数が2.5回から1回に減り、大幅な費用の節減が図れます。

また布設時の費用も従来に比べ、約6%安くできます。

・配水エリアのブロック化の工夫

市内の配水区域を小さく分けることにより、災害時など修繕の終わった地域から順次、給水復元が可能になり、また水圧が安定することから、市民サービスの向上や漏水抑制につながります。

・余ったエネルギー利用の工夫

配水場でポンプ配水 → 企業団受水圧を利用して配水

局は不足する圧力分のみを加圧配水するだけでよくなり、ポンプ動力費の節減が図れます。

またこれにより、更新時に配水池容量の大幅な縮小化が可能になります。

・ダウンサイジングの工夫

水道施設の更新時に、新しい技術の採用や今、本当に最低限必要なものを再度抽出し、事業費用の節減や耐震化の向上を図ります。

(例：五条低区配水場 6,000 m³ [コンクリート造] → 4,000 m³ [ステンレス造])

4 浸水対策と老朽化対策等を進めます

本市は、生駒山地、上町台地、淀川、大和川に囲まれた寝屋川流域に属しています。流域内は、降った雨が自然に河川へと流れにくい地形条件で、これまで多くの水害が発生してきました。そして、近年は都市化が進み、降った雨が地面にしみ込みにくくなったことやゲリラ豪雨の影響もあって頻繁に浸水被害が発生しています。

そこで、寝屋川流域では国・大阪府・流域内の関係市が協力し、治水の対策や保水機能を回復する対策など河川と下水道と流域が一体となって「総合治水対策」に取り組んでいます。



本市では、総合治水対策を進める上での「河川整備計画」に基づき10年確率(=概ね1時間50mm降雨)までの治水対策を行っています。これは、現状の下水管では流しきれない大雨時に、新たな巨大な下水管(=「雨水増補管」左図参照)で雨水を流す能力を増強させることや地下に大きなプール(=「雨水貯留施設」)をつかって雨水を貯めることにより浸水からまちを守る対策です。第二寝屋川より西の地域では、早くから下水道事

業に取り組んでいたため下水管の能力が低く、雨水増補管と雨水貯留施設によって浸水被害の軽減に努めており、平成24年度末において、全体計画の80%の進捗になっています。平成25年度においては、衣摺・大蓮地区において直径4.0～1.35m 総延長約1.8kmの雨水増補管を整備予定です。この雨水増補管により、この地区においては、先に整備したものと合わせ約24,000m³（＝25mプール約70杯）もの貯留能力を有します。

- ・管きょ再構築基本計画

早くから下水道事業に着手した西部地区では、下水管の老朽化が進行しています。この対策として計画的に管の改築・更新を進めてまいります。

- ・合流式下水道改善事業

雨水と汚水を同じ管で流す「合流式下水道」は、強い雨の際未処理のまま雨水と一緒に河川へ流れ出してしまう弱点があります。これを改善するため、処理場へ送るための機能を向上する汚水ポンプの増強と新たな下水管を整備します。

平成25年度 部局長マネジメント方針

はっとり いちろう
病院事業管理者 服部 一郎



仕事に対する基本姿勢

基本方針 私たちはあなたのために最善を尽くします。

総合病院は、中河内地域における中核病院として、内科・小児科救急指定病院、地域がん診療連携拠点病院、災害拠点病院などを標榜し、市立の病院として、また、隣接する中河内救命救急センターとの連携により、安心のまちづくりの一翼を担っているところです。

平成10年5月に現在地に移転後15年が経過し、これまで施設・設備の維持に努めてまいりましたが、医療技術の進歩とともに医療機器の機能も向上し、施設・設備の更新を進めていく中で、医療を提供するための環境整備に努め、不安な状況で受診される市民・患者の皆様へ、安らげる空間と落ち着いた場を引き続き提供してまいりたいと考えております。

また、病院事業においては、単年度の計画だけでなく、厚生労働省をはじめとした国、大学医学部及び大学附属病院、大阪府の動きなど、様々な医療に関する情報を収集し、医療行政の方向を見定め、将来的な投資も計画的に進めていく必要があります。

そのため、総合病院の基本方針に基づき下記の項目を重点課題として、関係機関、関係部局との情報共有や連携を密にし、効果的・効率的な病院経営をめざしてまいります。

平成25年度に取り組む重点課題

1 良質で安全な急性期医療と先進的医療を提供します

- ・総合病院における救急患者の受入れ増を図ります。
二次救急患者の受入れ増に努めます。
- ・呼吸器内科医の招へいに努力します。
平成23年度より休診している呼吸器内科の再開に向け、医師の確保に努めます。

- ・がん緩和ケア病棟の設置を検討します。
がんなどの病気から生じる患者さんにご家族の身体的、精神的なつらさを緩和する医療に対応するため、緩和ケア病棟の設置を検討します。

2 機能分化と連携による地域完結型医療を提供します

- ・地域の医療機関との連携をさらに進めます。
市民及び外来患者の皆さんに、かかりつけ医を持つことについて推奨します。
また、地域医療支援病院として府の承認を受ける準備を進めます。
- ・中河内救命救急センターとの連携を強化します。
隣接する3次救命救急センターの府の責務を明確にしながら、今後の連携手法を検討します。
- ・中河内救命救急センターとの合同災害訓練を継続して実施します。
東南海地震、南海地震が想定される中で、大規模災害時を想定した合同訓練を継続して行い、不測の事態に備えます。

3 持続的成長が可能な経営基盤の確立をめざします

- ・医業収支の改善を図ります。
診療報酬請求事務及び経費の執行事務のチェック機能を再整備し、収入の確保とともに、支出の抑制を図ります。
- ・未収金の回収に努めるとともに、新たな未収金の発生を抑止します。
受付時や退院時までの患者相談などにより患者さんの経済的現状を把握し、公的医療制度の活用を図るとともに、確実な収納に向けて支払手順を再検討するなど、新たな未収金の発生を抑制します。

4 療養環境と労働環境を整備して安全・安心の医療を提供します

- ・総合病院の設備や機能を充実させます。
高度医療機器を計画的に整備し、診断機能及び診療効率や検査効率向上により、待ち時間の短縮を図ります。

- ・ 医師等の確保による診療体制の充実を図ります。

臨床研修医の確保・育成とともに、医師、看護師、薬剤師を始めとする医療技術職員の確保のため、今後も就業環境整備に取り組めます。

平成25年度 部局長マネジメント方針

にしむら たもつ
教育長 西村 保



仕事に対する基本姿勢

「百年の計を立てるなら人を育てよ」という言葉があります。教育は人格の完成をめざし、その個性を尊重しながら個人の能力を伸ばし、自立した人間を育て、幸せな生涯を実現するために必要不可欠なものです。同時に、社会を形成する人間を育成するものです。継承されてきた文化や文明は、教育を通じて次世代に伝えられ、さらに豊かなものへと発展していく、まさに「教育は百年の計」と言えます。

そういった長期的な視点のもと、教育委員会といたしまして、学校教育では、子どもたちが厳しい社会をたくましく生きていけるよう、確かな学力、豊かな人間性、健康・体力など、子どもたちの「生きる力」を育成するとともに、教育の出発点である家庭の教育力の向上をはじめ、地域全体で子どもたちを育てるための教育力の向上をめざしています。

また、生涯学習分野では、子どもから高齢者まで誰もが気軽に学習やスポーツに取り組み、すべての市民が豊かな人生を送れるよう、学習機会の拡充や情報の提供、施設の充実などさまざまな取組みを行っています。

平成25年度におきましては、教育委員会として下記の項目を重点課題とし、市長部局と連携しながら、各施策の充実と展開を図ってまいります。

平成25年度に取り組む重点課題

1 学力向上に向けた学校支援の推進

「子どもが自ら学ぶための『環境』『習慣』『授業』づくり」をテーマに掲げ、学校総体としての組織的な学力向上を推進します。

- ① 学力向上支援コーディネーターを学校組織の役割のひとつとして位置づけています。
- ② 教職員の指導力向上のための研修を教育委員会として年10回以上実施します。
- ③ 教職員と外部支援員による放課後学習の充実等に取り組めます。

- ④ インターネットを利用した配信学習教材等を全小中学校に提供します。
- ⑤ 全小中学校に非常勤専門職嘱託を配置し、学力向上支援コーディネーターの校務を支援するとともに、学校図書館の整備・充実等に努めます。
- ⑥ 「家庭学習のてびき」を各校が作成し、家庭と連携して児童生徒の家庭学習習慣の定着を図ります。
- ⑦ 全国学力・学習状況調査等も活用し、取組みの成果と課題について検証結果を学校教育推進室のホームページに掲載するとともに教育フォーラム（年1回）を通して、学校・家庭・地域へ発信します。

2 特別支援教育の推進

障害のある子どもが、安心して学校生活を送れるように階段昇降機の配置、支援学級の学習環境の整備等を実施します。また、生活介助や医療的ケア等を必要とする障害のある子どもへの人的支援として、介助員（12人）、スクールヘルパー（60人）、ケアアシスタント（12人）を市立学校園に配置します。

3 公立学校園施設の暑さ対策の推進

市立小中学校に通う子どもたちの熱中症対策として、平成25年度は4小学校の普通教室（30室）にドライ型ミストを設置します。また、校舎の耐震工事に併せて中学校2校のエアコンを更新します。なお、小学校普通教室へのドライ型ミスト設置は平成28年度に、中学校のエアコン更新は平成27年度に、それぞれ整備率100%となるよう、引き続き精力的に取り組んでいきます。

4 安全で快適な教育環境づくりの推進

市立学校施設に通う子どもたちが、安全に、かつ快適な学校生活を送ることができるよう、市長部局と協力し、小中学校校舎の耐震化の平成27年度完了をめざし、平成25年度は14小中学校の耐震工事を実施します。また、新規事業として10小中学校の学校トイレの洋式化整備も実施します。さらに、災害時の避難経路にもなる外部階段や外壁等、校舎の老朽化が進んでいることから、平成25年度は当該整備予算の充実を図っており、速やかな安全対策が講じられるよう改修を進めます。

5 学校規模適正化の推進

学校の活性化、教育指導の充実を図るには、一定の学校規模が必要であり、市立小中学校に在籍する子どもたちに、良好な教育環境、学習環境を提供するため、過小規模校4校の統合事業を行い、学校規模の適正化を推進します。大蓮東・大蓮小学校統合事業で、統合新設校となる大蓮小学校の体育館棟、校舎棟などのリニューアル整備を行い、平成27年4月の統合新設校開校を目指します。また、他の過小規模校3校の統合事業を推進するため、学校と教育委員会の連携をより強化し、統合事業を具体化する統合委員会の早期設置、統合新設校の早期開校に向け、地域や保護者との協議に取り組みます。

6 留守家庭児童育成事業の推進

留守家庭児童育成クラブの開設時間の1時間延長、土曜日開設につきましては、実施できていないクラブの個別の実情を把握し、実施できる方策を協議していき、全53クラブ実施を目指します。また、対象学年の拡大につきましては、国の動向を見ながら実施に向け、活動スペースの確保等条件整備について調査をし、運営委員会、学校と協議を進めていきます。

7 総合的教育力活性化事業の推進

全26中学校区に設置されている地域教育協議会で取り組まれている家庭教育活動が重点的に展開できるよう支援していきます。また、放課後学習や読書活動、朝のあいさつ運動、「早寝・早起き・朝ごはん」運動の展開にも支援していきます。

事業や事前準備の会議等を開催することにより、人と人とのつながりを深め、顔と名前が一致する人間関係づくりを推進していきます。